

○非常通報装置の設置及び運用について（通達）

平成15年10月1日
地甲達第372号等
石川県警察本部長より部課署長宛て

対号 昭和54年2月20日付け発外第1019号、発防第89号「非常通報装置の設置運用に関する取扱要領の制定について（通達）」

非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより通信指令課等に送信するための装置をいう。）による通報については、迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、非常通報装置の設置及び運用については、下記のとおり取り扱うこととされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令課等における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

2 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- (2) 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- (3) 通信指令課等において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- (4) 通信指令課等において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (5) 2の(1)から2の(4)に掲げるほか、通信指令業務に支障が生ずるおそれがないと認められること。

3 非常通報装置の設置及び運用に係る手続

- (1) 非常通報装置を設置する者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ十分な時間

的余裕をもって、警察本部長に申請するものとする。

- (2) 3の(1)の申請は、設置者が、設置施設の所在地を管轄する警察署長を経由して、警察本部長あてに、次に掲げる書面その他警察本部長が定めるものを提出することにより行うものとする。
 - ア 非常通報装置設置申請書（様式第1）
 - イ 設置施設付近の見取図
 - ウ 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの
- (3) 警察署長は、3の(1)の申請について必要な調査及び指導を行った上、その結果を非常通報装置設置に関する調査書（様式第2）により警察本部長に報告するものとする。
- (4) 警察本部長は、3の(3)の警察署長の報告に基づき、3の(1)の申請について、上記1の施設に該当し、かつ、上記2の要件を満たすことを確認するものとする。
- (5) 警察本部長は、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うものとするほか、必要に応じて、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付するものとする。
- (6) 警察本部長は通報装置の設置を承認したときは、非常通報装置設置承認書（様式第3。以下「承認書」という。）を警察署長に送付するものとする。
- (7) 警察本部長は、3の(1)の申請について、上記1の施設に該当せず、又は、上記2の要件を満たさないと認められる場合は、設置者に対し、当該装置による通報には対応することが出来ない旨通知するものとする。
- (8) 警察署長は、設置者が通報装置の運用を開始しようとするときはその5日前までに運用開始届（様式第4）及び非常通報装置設置者カード（様式第5）各2部を提出させ、その1部を警察本部長に報告しなければならない。
- (9) 設置者は、警察本部長の指示に従い、開通試験を行うものとする。
- (10) 設置者が3の(1)の申請の内容を変更する場合は、必要な範囲で3の(1)から3の(9)の手続きを準用するものとする。（様式第6，7，8）
- (11) 設置者は、非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的を受け、その結果を記載した書面を保管しておくものとする。
- (12) 設置者は、非常通報装置による誤報等があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を記載した書面を警察署長を経由して警察本部長あてに提出するものとする。
- (13) 設置者は、設置施設ごとに運用責任者を置き、3の(9)、3の(11)及び3の(12)の事務を行わせるとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して警察本部長又は警察署長が行う指導に従わせるものとする。

- (14) 設置者は、非常通報装置を廃止する場合は、その旨を記載した書面を警察署長を経由して警察本部長あてに提出するものとする。(様式第9)
- (15) 警察本部長は、設置者又は運用責任者が、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して警察本部長又は警察署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は、当該装置による通報には対応することが出来ない旨通知するものとする。
- (16) 通信指令課長及び警察署長は、非常通報装置の設置承認を受けた者について非常通報装置設置者名簿(様式第10)を作成して整理、保管し、実態を把握するものとする。

4 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

- (1) 警察本部長及び警察署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用その他防犯・安全確保に関して警察本部長又は警察署長が行う指導に従うよう、上記3の手続きについて、あらかじめ十分に説明するものとする。
- (2) 警察本部長及び警察署長は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているかについて、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているかについて検証するものとする。
- (3) 警察本部長は、非常通報装置による通報及び誤報等の件数等、非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証するものとする。

5 経過措置

- (1) 従前の非常通報装置及びこれに相当する装置は、本通達の非常通報装置として取り扱うものとし、従前の取扱いを変更する必要がある点については、可及的速やかに必要な措置を講じるものとする。
- (2) 「特定郵便局に設置する通報装置から110番直接通報の試験実施について」(平成10年1月14日付け警察庁丙地発第1号、丙生企発第3号)による試験実施は終了して本格実施に移行するものとし、同通達の通報装置は、本通達の非常通報装置として取り扱うものとする。

様式第1

非常通報装置設置承認申請書

平成 年 月 日

石川県警察本部長 殿

申請者 住所

氏名 印

非常通報装置設置についての承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置者名
- 2 設置施設所在地
- 3 機器の形式 非常通報装置 形
- 4 保守者（施行者） 電話番号
- 5 通報録音文
- 6 接続電話番号
非常連絡用指定電話番号
- 7 運用開始予定日 平成 年 月 日
- 8 添付書類
 - (1) 現場付近見取図
 - (2) 建物の平面図
 - (3) 通報装置の本体、発報・確認ランプ、通報用ボタン、指定電話（逆信受理電話機）及び付加装置の取付位置を表示した平面図
(注) 建物の平面図は当該フロアの平面図とする。

様式第2

第 年 月 日 号

石川県警察本部長 殿

警察署長 印

非常通報装置に関する調査書

平成 年 月 日非常通報装置の設置承認申請につき調査した結果は、下記のとおりであるから報告する。

記

申請者		住所 氏名	電話
設置場所	設置施設所在地 設置者名		
	防犯上からみた 付近の状況		
通報用ボタンの数、取付位置の適否	営業室		
	その他の場所		
警報・確認ランプの数、取付位置の適否			
非常通報装置以外の防犯装置の有無			

設置の必要性の有無			
付加装置の種類数	事件が発生したことを他の多くの従業員に同時に周知させることができる装置(ランプ、ブザー等)	営業室	
		有人電話交換室	
		その他の場所	
取付位置の適否	指定電話(逆信受理電話機)	営業室	
		その他の場所	
取付位置の適否	営業室内の事件内容を具体的に把握することができる装置(テレビ、透視鏡等)		
	その他の装置		
調査者・官職氏名		印	

様式第3

第 号
平成 年 月 日

殿

石川県警察本部長

非常通報装置設置承認書

平成 年 月 日申請のあった非常通報装置の設置については、次の事項を厳守することを条件として承認します。

記

- 1 運用を開始するときは、その5日前までに運用開始届2部を所轄警察署長に提出し、警察本部長に届け出ること。
- 2 非常通報装置設置承認申請書記載事項のうち「通報録音文」の内容を変更するときは、事前に非常通報装置変更承認申請書2部を所轄警察署長に提出し、警察本部長の承認を受けること。
- 3 前項を除く非常通報装置設置承認申請書の記載事項及び添付書類（図面）の内容を変更するときは、事前に非常通報装置変更届2部を所轄警察署長に提出し、警察本部長に届け出ること。
- 4 廃止するときは、非常通報装置廃止届2部を所轄警察署長に提出し、警察本部長に届け出ること。
- 5 非常通報装置取扱上の注意事項の徹底を図ること。

様式第4

平成 年 月 日

石川県警察本部長 殿

住所
設置者
氏名 印

運 用 開 始 届

平成 年 月 日承認のあった非常通報装置は、次により開通試験を実施し、
運用を開始します。

記

- 1 開通試験日 平成 年 月 日
- 2 運用開始日 平成 年 月 日

様式第5

非常通報装置設置者カード

		番 号				
整 理 番 号	警 察 署		番			
管轄交番、駐在所	同 上					
設 置 年 月 日	平 成		年	月	日	
設置者（施設）名						
所 在 地						
電 話 番 号	非常連絡用電話（指定電話 局 番）					
	接 続 電 話					
責 任 者 住 所	住 所					
	氏 名		電 話			
夜 間	住 所					
	氏 名		電 話			
夜間の当直有無	有		無			
保 守 者						
関 連 す る 防 犯 施 設 の 有 無						
備 考						

現場付近見取図及び建物略図

様式第6

平成 年 月 日

石川県警察本部長 殿

住 所
設置者
氏 名 印

非常通報装置変更承認申請書

このたび下記により、 を変更したいので、承認されますよう
申請します。

記

- 1 設 置 者 名
- 2 設置施設所在地
- 3 変更予定年月日
- 4 変 更 の 理 由
- 5 変 更 内 容

様式第7

平成 年 月 日

石川県警察本部長 殿

住 所
設置者
氏 名 印

非 常 通 報 装 置 変 更 届

このたび下記事項について変更したいので、お届けいたします。

記

- 1 設 置 者 名
- 2 変 更 年 月 日
- 3 変 更 の 理 由
- 4 変 更 事 項

注 「現場付近見取図」等の添付書類の変更については、当該図面を添付すること。

様式第8

第 号
平成 年 月 日

殿

石川県警察本部長 印

非 常 通 報 装 置 変 更 承 認 書

平成 年 月 日申請のあった非常通報装置の変更については、これを承認します。

様式第9

平成 年 月 日

石川県警察本部長 殿

住 所
設置者
氏 名 印

非 常 通 報 装 置 廃 止 届

非常通報装置を次のとおり廃止したのでお届けします。

記

- 1 廃止年月日
- 2 設置者名
- 3 設置施設所在地
- 4 機器の形式等
- 5 廃止の理由